

岩手県告示第474号

岩手県県税条例（昭和29年岩手県条例第22号）第14条第1項の規定に基づき、平成23年岩手県告示第215号において別に告示で定めることとされている期日は、申告等の期限が平成23年3月11日から同年9月29日までの間に到来するもの（法人の県民税、県民税の利子割、配当割及び株式等譲渡所得割並びに法人及び個人の事業税に係るもの（個人の事業税にあつては、申告に限る。）を除く。）について、同月30日とする。

平成23年8月2日

岩手県知事 達 増 拓 也